

自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（2019年3月31日基準）

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

1. 外部TLAC適格を有する資本調達手段
2. その他外部TLAC調達手段
3. 外部TLAC適格を有しない資本調達手段

1. 外部TLAC適格を有する資本調達手段

普通株

| | | |
|-----|--|----------------|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP3885780001 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 普通株式 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(※) | |
| | 連結自己資本比率 | 72,074億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | — |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 株主資本 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | — |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | — |
| 18 | 配当率又は利率 | — |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 優先株式 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

(※) 今回より、記載額を「資本金及び資本剰余金の額」から「普通株式に係る株主資本の額」に変更しております。

新株予約権

| | | |
|-----|--|----------------|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | - |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 新株予約権 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 7億円 |
| | 単体自己資本比率 | - |
| 9 | 額面総額 | - |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 新株予約権 |
| | 単体貸借対照表 | - |
| 11 | 発行日 | - |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | - |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | - |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | - |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | - |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | - |
| 18 | 配当率又は利率 | - |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | - |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | - |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | - |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | - |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | - |
| 24 | 転換が生じる場合 | - |
| 25 | 転換の範囲 | - |
| 26 | 転換の比率 | - |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | - |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | - |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | - |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | - |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | - |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | - |
| 33 | 元本回復特約の有無 | - |
| 34 | その概要 | - |
| 34a | 劣後性の手段 | - |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | - |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | - |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | - |

非支配株主持分

| | | |
|-----|--|---------------------------|
| 1 | 発行者 | ユーシーカード、みずほ証券、他 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | - |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | 普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 普通株式 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 427億円 |
| | 単体自己資本比率 | - |
| 9 | 額面総額 | - |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 非支配株主持分 |
| | 単体貸借対照表 | - |
| 11 | 発行日 | - |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | - |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | - |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | - |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | - |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | - |
| 18 | 配当率又は利率 | - |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | - |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | - |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | - |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | - |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | - |
| 25 | 転換の範囲 | - |
| 26 | 転換の比率 | - |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | - |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | - |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | - |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | - |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | - |
| 33 | 元本回復特約の有無 | - |
| 34 | その概要 | - |
| 34a | 劣後性の手段 | - |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 優先株式、他 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | - |

永久劣後債(FG#1)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AFK9 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付・適格機関投資家限定） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 3,000億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 3,000億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年7月24日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2020年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2020年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.75% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#1)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#2)

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BG75 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第2回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 2,300億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 2,300億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年7月22日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2021年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2021年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.38% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#2)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性的手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回るようになるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#3)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578CG74 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第3回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 2,300億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 2,300億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年7月22日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2026年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2026年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.55% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | ・みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#3)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#4)

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AH75 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第4回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 2,350億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 2,350億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年7月21日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2022年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2022年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.22% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#4)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#5)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BH74 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第5回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 2,250億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 2,250億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年7月21日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2027年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2027年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.44% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#5)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#6)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AJ73 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第6回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,950億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 1,950億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年7月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2023年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2023年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.13% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#6)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回るようになるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後債(FG#7)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BJ72 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第7回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,550億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 1,550億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年7月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2028年12月15日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2028年12月15日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.35% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | あり |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 完全裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・みずほフィナンシャルグループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほフィナンシャルグループについて、倒産手続の開始の決定等が行われた場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 全部削減または一部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | あり |

永久劣後債(FG#7)

| | | |
|-----|--|--|
| 34 | その概要 | 損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほフィナンシャルグループが金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほフィナンシャルグループが元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。 |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く） |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により発行者の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、発行者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、発行者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

劣後債 (FG#1)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AE78 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第1回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 800億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 800億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年7月16日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年7月16日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.95% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年7月16日及び1月16日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#2)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BE77 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第2回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年7月16日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年7月16日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年7月16日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2019年7月16日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.67% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年7月16日及び1月16日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#3)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AEC9 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第3回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 250億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 250億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年12月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年12月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.81% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#4)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BEC7 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 150億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 150億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年12月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年12月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年12月18日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2019年12月18日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.62% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#5)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578CEC5 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第5回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年12月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2029年12月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.24% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#6)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AF69 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第6回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年6月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年6月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.997% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#7)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BF68 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年6月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年6月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2020年6月18日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2020年6月18日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.67% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

＜その他主な項目＞

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#8)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578CF67 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第8回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年6月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2030年6月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.403% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#9)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AG68 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第9回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,550億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 1,550億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年6月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年6月19日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.56% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月20日及び12月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#10)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AH18 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第10回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 810億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 810億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年1月26日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年1月26日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.650% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月26日及び7月26日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#11)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BH17 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第11回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 990億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 990億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年1月26日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年1月26日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2022年1月26日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2022年1月26日のみ任意償還可能 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.50% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月26日及び7月26日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#12)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AH67 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第12回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 350億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 350億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年6月21日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年6月21日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.610% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月21日及び12月21日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#13)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BH66 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第13回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 790億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 790億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年6月21日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年6月21日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2022年6月21日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2022年6月21日のみ任意償還可能 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.47% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月21日及び12月21日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#14)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AJ65 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第14回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 700億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 700億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年6月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年6月20日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2023年6月20日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2023年6月20日のみ任意償還可能 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.40% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月20日及び12月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#15)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578BJ64 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第15回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 150億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 150億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年6月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年6月12日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.545% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月12日及び12月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG#16)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578CJ63 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第16回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 250億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 250億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年6月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年6月12日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2023年6月12日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2023年6月12日後の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.40% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月12日及び12月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (FG私募#1)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388578AJL9 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第1回無担保社債 (実質破綻時免除特約および劣後特約付・適格機関投資家限定) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 500億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 500億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年8月30日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年8月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部 (一部は不可) を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.595% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年2月末日及び8月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債(海外_1510)

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | 発行者 (Issuer) | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAA73、USJ4599LAH53 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$750,000,000 4.353% Subordinated Notes due 2025 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 832億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 7.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年10月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年10月20日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由または規制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前確認を条件としていつでも、本債券の全部について、額面金額の100%ならびに未払利息および追加金額をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.353% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月20日及び10月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (MFGCL3)

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | 発行者 (Issuer) | Mizuho Financial Group (Cayman) 3 Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60688UAB26、USG6180BAB39 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | US\$1,500,000,000 4.60% Subordinated Notes due 2024 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,661億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 15億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2014年3月27日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年3月27日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由または規制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前確認を条件としていつでも、本債券の全部について、額面金額の100%ならびに未払利息および追加金額をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.60% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月27日及び9月27日

■保証人 (Guarantor)：みずほフィナンシャルグループ

■劣後特約の内容：

Mizuho Financial Group (Cayman) 3 Limitedにつき清算開始の決議または破産に係る決定等がなされた場合、本劣後債に基づく元利金の支払請求権は、Mizuho Financial Group (Cayman) 3 Limitedの株式または本劣後債に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権に関するものを除く全てのMizuho Financial Group (Cayman) 3 Limitedの債権に、劣後する。みずほフィナンシャルグループにつき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後ローン(FG_151009)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年10月9日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年10月9日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月9日・10月9日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_151216)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 50億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 50億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年12月16日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年12月16日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月16日・12月16日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_151222)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2015年12月22日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2030年12月20日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月22日・12月22日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_160322)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 50億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 50億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年3月22日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2031年3月20日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月22日・9月22日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG_160629)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 150億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 150億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年6月29日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年6月29日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月29日・12月29日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_160921)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年9月21日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2031年9月19日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月21日・9月21日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_170628)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年6月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年6月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月28日・12月28日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG_170629)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年6月29日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2032年6月29日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月29日・12月29日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_180328)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 50億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 50億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年3月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年3月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月28日・9月28日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG_181011)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 100億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年10月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2033年10月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 内閣総理大臣が、みずほフィナンシャルグループについて、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月11日・10月11日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

2. その他外部TLAC調達手段

無担保シニア債(海外_1604_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAB56、USJ4599LAJ10 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,750,000,000 2.632% Senior Notes due 2021 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 17.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年4月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年4月12日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.632% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年4月12日及び10月12日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1604_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAD13、USJ4599LAL65 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,750,000,000 3.477% Senior Notes due 2026 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 17.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年4月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年4月12日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.477% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年4月12日及び10月12日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1604_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAC30、USJ4599LAK82 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$500,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2021 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | — |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | — |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年4月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年4月12日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | — |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+1.48% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年1月12日・4月12日・7月12日及び10月12日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(国内_1607)

| | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 該当なし |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほフィナンシャルグループ第1回無担保社債（担保提供制限等財務上特約無） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 750億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年7月22日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年7月22日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.10% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年1月22日及び7月22日

■ 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをし、もしくは解散（合併の場合を除く。）の決議をした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされた場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1609_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAE95 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,250,000,000 2.273% Senior Notes due 2021 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 12.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年9月13日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年9月13日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.273% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月13日及び9月13日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1609_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAG44 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,000,000,000 2.839% Senior Notes due 2026 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 10億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年9月13日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年9月13日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.839% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月13日及び9月13日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1609_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAF60 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,000,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2021 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 10億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2016年9月13日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年9月13日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+1.14% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月13日・6月13日・9月13日及び12月13日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1702_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAH27 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,500,000,000 2.953% Senior Notes due 2022 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 15億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年2月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年2月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.953% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年2月28日及び8月28日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1702_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAK55 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$500,000,000 3.663% Senior Notes due 2027 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 <small>(注1)</small> | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年2月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年2月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.663% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年2月28日及び8月28日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1702_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAJ82 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,250,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2022 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 12.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年2月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年2月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+0.94% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年2月28日・5月28日・8月28日及び11月28日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1709_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAL39 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,000,000,000 2.601% Senior Notes due 2022 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 <small>(注1)</small> | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 10億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.601% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日及び9月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1709_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAM12 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,100,000,000 3.170% Senior Notes due 2027 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 11億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.170% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日及び9月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1709_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAN94 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,150,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2022 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 11.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+0.88% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日・6月11日・9月11日及び12月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1710)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1691909920 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. €500,000,000 0.956 per cent. Senior Notes due 2024 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | EUR 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2017年10月16日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年10月16日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年0.956% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年10月16日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1803_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAP43 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$850,000,000 3.549% Senior Notes due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 8.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年3月5日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年3月5日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.549% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月5日及び9月5日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1803_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAR09 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,300,000,000 4.018% Senior Notes due 2028 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 13億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年3月5日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年3月5日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.018% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月5日及び9月5日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1803_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAQ26 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$850,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 8.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年3月5日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年3月5日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+0.79% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月5日・6月5日・9月5日及び12月5日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1804_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1801905628 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. €500,000,000 1.598 per cent. Senior Notes due 2028 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 <small>(注1)</small> | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | EUR 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年4月10日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2028年4月10日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.598% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年4月10日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1804_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1801906279 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. €500,000,000 Floating Rate Senior Notes due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | EUR 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年4月10日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年4月10日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月EURIBOR+0.50% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年1月10日・4月10日・7月10日及び10月10日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1807_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1856031056 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. A\$275,000,000 Senior Notes Due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | AUD 2.75億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年7月19日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年7月19日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.752% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年1月19日及び7月19日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1807_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1856031213 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. A\$350,000,000 Senior Floating Rate Notes Due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 <small>(注1)</small> | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | AUD 3.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年7月19日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年7月19日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月BBSW+1.40% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年1月19日・4月19日・7月19日及び10月19日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1809_1)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAS81 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,100,000,000 3.922% Senior Fixed-to-Floating Rate Notes due 2024 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 11億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2023年9月11日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.922% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日及び9月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1809_2)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAT64 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$1,000,000,000 4.254% Senior Fixed-to-Floating Rate Notes due 2029 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 10億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2029年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2028年9月11日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.254% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日及び9月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1809_3)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | US60687YAU38 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. \$650,000,000 Senior Floating Rate Notes due 2024 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 6.5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年9月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2023年9月11日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 3カ月USDLIBOR+1.00% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年3月11日・6月11日・9月11日及び12月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

無担保シニア債(海外_1810)

| | | |
|-----|---|--|
| 1 | 発行者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS1886577615 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| 3a | 外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。） | 契約 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | — |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Financial Group, Inc. €500,000,000 1.020 per cent. Senior Notes due 2023 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | — |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | EUR 5億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2018年10月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2023年10月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息および追加金額を付して、残存する元本金額の100%をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.020% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 劣後性要件の例外としての構造劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本等要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本等要件の内容 | — |

<その他主な項目>

- 利払日：毎年10月11日
- 相殺禁止特約の概要

内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、発行者が破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の開始の申立てをした場合、もしくは、発行者について、破産、民事再生もしくは会社更生の開始決定または特別清算の開始命令がなされ、それらが継続している場合、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

3. 外部TLAC適格を有しない資本調達手段

優先出資証券 (JPY3A)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0374452745 |
| 3 | 準拠法 | 英領ケイマン諸島法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズA) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 2,495億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 2,495億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 非支配株主持分 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2008年7月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年6月の配当支払日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | ①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 初回償還可能日以降、各配当支払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.85% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 部分裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | ステップ・アップ特約あり (2019年6月30日以降: 6カ月円LIBOR+2.90%) |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■配当支払日: 毎年6月30日及び12月30日

優先出資証券(JPY3A)

■配当停止条件(強制配当停止・減額事由)：

- ① 当社に清算事由(注1)、更生事由(注2)、支払不能事由(注3)または公的介入(注4)が生じた場合
- ② 当社の可処分分配可能額(注6)が不足し、または優先株式(注5)への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件(任意配当停止・減額事由)：

- ③ 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当社が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない

ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注6)の範囲で支払われる

■配当制限：

当社優先株式(注5)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当社優先株式(注5)と同格

注記

1. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

優先出資証券 (JPY3B)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0374459831 |
| 3 | 準拠法 | 英領ケイマン諸島法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | その他Tier1 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズB) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 535億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 535億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 非支配株主持分 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2008年7月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年6月の配当支払日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | ①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 初回償還可能日以降、各配当支払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.26% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 部分裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 劣後債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■配当支払日： 毎年6月30日及び12月30日

■配当停止条件（強制配当停止・減額事由）：

- ① 当社に清算事由（注1）、更生事由（注2）、支払不能事由（注3）または公的介入（注4）が生じた場合
- ② 当社の可処分分配可能額（注6）が不足し、または優先株式（注5）への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件（任意配当停止・減額事由）：

- ③ 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当社が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

優先出資証券 (JPY3B)

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない
ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注6）の範囲で支払われる

■配当制限：

当社優先株式（注5）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当社優先株式（注5）と同格

注記

1. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

劣後債 (MFGCL2)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 (Issuer) | Mizuho Financial Group (Cayman) 2 Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0803109270 |
| 3 | 準拠法 | ニューヨーク州法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | US\$, 1,500,000,000 4.20% Subordinated Notes due 2022 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,098億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | USD 15億 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年7月18日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年7月18日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | <p>税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本劣後債の全部について、額面金額の100%ならびに未払利息および追加金額をもって償還できる</p> <p>規制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本劣後債の全部について、(i)額面金額の100%ならびに未払利息および追加金額または(ii)額面金額の割引現在価値および償還期限迄の未払利息の割引現在価値のいずれか高い額をもって償還できる</p> |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年4.20% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | その他外部TLAC調達手段 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

劣後債(MFGCL2)

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月18日及び7月18日

■保証人 (Guarantor)：みずほフィナンシャルグループ

■劣後特約の内容：

発行者につき清算開始の決議または破産に係る決定等がなされた場合、本劣後債に基づく元利金の支払請求権は、発行者の株式または本劣後債に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権に関するものを除く全ての発行者の債権に、劣後する。当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後債 (BK#3)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570D582 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第3回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 27億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2005年8月9日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2020年8月7日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.04% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年2月7日及び8月7日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#5)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570D616 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第5回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2006年1月30日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年1月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.49% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年1月30日及び7月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#7)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570D6B8 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第7回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2006年11月6日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年11月6日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.87% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年5月6日及び11月6日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#9)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570B743 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第9回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2007年4月27日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2027年4月27日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.52% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年4月27日及び10月27日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#14)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570C998 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第14回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 32億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 330億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2009年9月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2019年9月27日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.14% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月30日及び9月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#15)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570D996 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第15回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 180億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 180億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2009年9月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2029年9月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年3.03% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月30日及び9月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#17)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570AB95 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第17回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 171億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 350億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年9月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年9月10日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.59% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月12日及び9月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#18)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570BB94 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第18回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 300億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年9月12日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年9月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.14% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月12日及び9月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#19)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570AC29 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第19回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 366億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 630億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年2月24日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年2月24日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.67% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年2月24日及び8月24日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#20)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570AC60 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第20回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 298億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 470億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年6月5日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年6月3日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.49% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年6月5日及び12月5日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#21)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388570ACA4 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行第21回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 800億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 800億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年10月24日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年10月24日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年10月24日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2019年10月24日のみ任意償還可能 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.21% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年4月24日及び10月24日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#7)

| | | |
|-----|--|--------------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388575D961 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行第7回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 <small>(注1)</small> | |
| | 連結自己資本比率 | 18億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 540億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2009年6月3日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2019年6月3日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.50% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月3日及び12月3日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#8)

| | | |
|-----|--|--------------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388575BBA3 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行第8回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 87億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 170億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年10月31日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年10月29日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年1.62% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年4月30日及び10月31日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#9)

| | | |
|-----|--|--------------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP388575CBA1 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行第9回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 250億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 250億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年10月31日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年10月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.20% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年4月30日及び10月31日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債(BK #10107)

| | | |
|-----|--|--|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行(旧:みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0417601761 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行MTNシリーズ10107 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 150億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 150億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2009年3月30日 |
| 12 | 償還期限の有無 | なし |
| 13 | その日付 | — |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2029年3月22日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制変更により発行体が税金相当の金利上乘せを要請される場合には、本債券は額面に経過利子を加えた金額で期限前償還される |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2029年3月22日以降の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 部分裁量 |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日：毎年3月22日及び9月22日

■劣後特約の内容：

発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債に係る権利は劣後することとなり、本劣後債に基づく権利は、本劣後債に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後債 (Cayman #250)

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | 発行者 | Mizuho Finance (Cayman) Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0230095522 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほファイナンスケイマンMTNシリーズ250 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 300億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2005年9月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2025年9月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2020年9月28日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2020年9月28日以降の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月28日及び9月28日

■保証人 (Guarantor)： みずほ銀行

■劣後特約の内容：

本劣後債に基づく支払請求権は、発行者の株式または本劣後債と同順位もしくは劣後するまたはその旨規定された債権に関するものを除く全ての発行者の債権に劣後する。

みずほ銀行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後債 (Curacao #334)

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | 発行者 | Mizuho Finance (Curacao) N.V. |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | XS0775238479 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほキュラソーMTNシリーズ334 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 110億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 110億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年5月10日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年5月10日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年5月10日、全額 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 2019年5月10日以降の各利払日 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年5月10日及び11月10日

■保証人 (Guarantor)： みずほ銀行

■劣後特約の内容：

本劣後債に基づく支払請求権は、みずほ銀行について下記に定める事由が生じた場合または発行者について清算開始の決議または破産に係る決定等がなされた場合、発行者の株式または本劣後債と同順位もしくは劣後するまたはその旨規定された債権に関するものを除く全ての発行者の債権に劣後する。

みずほ銀行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後ローン(BK_110930)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行(旧:みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行(劣後特約付)借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 40億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 40億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年9月30日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2026年9月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (BK_110930_2)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行 (劣後特約付) 借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 20億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 40億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2011年9月30日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2021年9月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_120928)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行(旧:みずほ銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ銀行(劣後特約付)借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 35億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 50億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年9月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年9月30日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (BK_120928_2)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 69億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年9月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年9月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月28日・9月28日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (BK_121226_2)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 149億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 200億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年12月26日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2022年12月26日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月26日・12月26日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (BK_121226_3)

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行) |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 300億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2012年12月26日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2024年12月26日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 2019年12月26日、全部または一部 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | (注2) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月26日・12月26日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (TB#2)

| | | |
|-----|--|----------------------------|
| 1 | 発行者 | みずほ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | JP393280B5C1 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本 |
| 5 | 2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | みずほフィナンシャルグループ みずほ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | みずほ信託銀行第2回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1) | |
| | 連結自己資本比率 | 34億円 |
| | 単体自己資本比率 | — |
| 9 | 額面総額 | 100億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | — |
| 11 | 発行日 | 2005年12月20日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 2020年12月21日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.24% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無 | あり |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 34a | 劣後性の手段 | 契約上の劣後 |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月20日及び12月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

基準日： 2019年3月31日

注1：
自己保有額の控除を勘案しておりません。また、適格旧Tier1資本調達手段および適格旧Tier2資本調達手段の額については、経過措置による減額を勘案しておりません。

注2：
配当率又は利率を一般に公表していない資本調達手段について、初回償還可能日（項番13又は15に記載の日付のいずれか早い日付）により区分した基準日時点の適用金利の加重平均は、下記の通りです。

| 5年以内 | 5年超 |
|-------|-------|
| 1.57% | 1.30% |